

## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伊達市	稀府地区	平成24年5月	令和5年12月29日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	430.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	280.4 ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	44.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.1 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、71才以上で後継者未定(又は不明)の農業者の耕作面積の方が6.2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

黄金地区及び稀府地区で実施予定の「畑地帯総合整備事業」による基盤整備等で、中心経営体へ農地の集積化、集約化を行っていく。

稀府地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者25経営体、認定農業法人1経営体、認定新規就農者1経営体、基本構想水準到達者4経営体、その他6経営体が担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○ <b>農地の貸付け等の意向</b>                  稀府地区において、貸付けや売却を希望する農地は、土地所有者3名、20筆、6.9haとなっている。</p>
<p>○ <b>農地中間管理機構の活用方針</b>                  稀府地区を重点実施区域とし、将来の経営農地の集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず積極的に機構を活用していく。                  中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>○ <b>基盤整備への取組方針</b>                  農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、黄金地区、稀府地区において、農地の基盤整備として「畑地帯総合整備事業」を推進する。</p>
<p>○ <b>鳥獣被害防止対策の取組方針</b>                  増加する有害鳥獣による食害に対し、生産者自らがくくりわな免許の取得を進めるなど捕獲体制の構築に取り組む。</p>
<p>○ <b>災害対策への取組方針</b>                  近年多発しているゲリラ豪雨や長雨による水害の被害防止のため、「畑地帯総合整備事業」による暗渠の設置、圃場の傾斜解消等に取り組む。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。